

コスモスクリーンセンター解体等
に関する支援業務

業務仕様書

令和6年4月

真庭市

第1 総則

(1) 業務の目的

真庭市（以下、「本市」という。）では、コスモスクリーンセンターを令和6年度中に休止させる計画である。

本業務ではコスモスクリーンセンターの解体工事の発注に向けた支援を行うとともに、市民がごみの直接持込を行う簡易中継施設整備の検討を行うことを目的とする。なお、解体対象施設のアスベスト等の事前調査は別途実施しており、本市より資料を提供するものとする。

解体工事の発注方式は設計・施工を一括で行う性能発注方式を想定する。

(2) 業務名称

コスモスクリーンセンター解体等に関する支援等業務

(3) 業務場所

岡山県真庭市宮地地内

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

第2 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務に適用する。業務の内容及び範囲は「業務内容」のとおりとする。本仕様書に明記なき事項にあって、本業務に必要な事項が生じた場合、本市と協議の上、対応を決定する。

(2) 質疑

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たって関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

(4) 資料の貸与

本業務を実施するに当たり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、本市に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

(6) 関係官公署との協議

受託者は、受託者及び本市が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められたときは誠意をもってこれに当たり、遅滞なく本市に助言、報告しなければならない。

(7) 業務の管理

業務の円滑な推進を図るため、十分な経験や資格を有する技術者を配置しなければならない。

(8) 成果品

ア 成果品の審査

受託者は、業務完了時に本市の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

イ 成果品の引渡し

成果品の審査に合格後、成果品を納品し、業務の完了とする。

ウ 成果品の部数

受託者は、業務完了に際し、次の成果品を提出すること。

- 1) 業務報告書（本業務全体の成果を取りまとめたもの） ; 2部
- 2) 電子データ ; 1式

(9) 打合せ協議

本業務を行うに当たって必要となる打合せ協議を実施する。打合せ協議は初回、中間、納品時の3回を想定するが、必要に応じて適宜実施する。

受注者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、本市の承諾を得ること。

第3 業務内容

1 簡易中継施設整備に向けた検討業務（コスモス処理ブロック）

本市では令和4年度に「真庭市廃棄物処理施設集約化基本計画」を取りまとめ、今後の廃棄物処理施設の集約化の方法として簡易中継施設を整備するものとしている。これまで真庭北部処理ブロック、まにわ処理ブロックの簡易中継施設の整備計画を検討してきたところである。

本項目では、本市のコスモス処理ブロックにおける簡易中継施設整備に向けた施設規模、スケジュール等の整備計画を検討するとともに、簡易中継施設整備に向けた発注支援を行うことを目的とする。

(1) 事業条件の整理

コスモス処理ブロックの簡易中継施設の整備予定地について次の事項を既存資料に基づき整理する。なお、簡易中継施設の整備予定地についてはコスモスクリーンセンター跡地を予定しており、簡易中継施設の整備用地は本市より提示する。

- 1) 地形地質条件
- 2) 法規制等の条件
- 3) ユーティリティ条件
- 4) その他必要な項目

(2) 簡易中継施設の整備計画の検討

施設整備を実施する上で必要となる次の事項について検討を行う。

- 1) 主要設備構成
- 2) 仮設計画
- 3) 建築計画
- 4) 造成・外構計画
- 5) その他必要な項目

(3) 施設配置・動線計画の検討

整備計画の検討結果を踏まえ、施設配置計画及び動線計画（搬入車両、搬出車両）について検討する。

(4) 事業計画の検討

簡易中継施設の整備に当たって、次の事項について検討する。

- 1) 施設設備スケジュール
- 2) 施設整備費
- 3) 運営・維持管理費
- 4) その他必要な項目

(5) 仮設処理施設整備に向けた整備設計

コスモス処理ブロックにおける簡易中継施設整備に向け、次の事項について検討する。

- 1) 設計図面の作成（整地、雨水排水、防護柵、舗装、その他）
- 2) 数量計算
- 3) 業務仕様書の作成（仮設テント、仮設事務所、計量機等）
- 4) 工事費積算

2 コスモスクリーンセンター解体に関する支援業務

(1) 提案図書の収集

過年度実施した事前調査の結果を踏まえ、コスモスクリーンセンターの解体工事の事業条件を整理し、民間事業者から次の提案図書を収集する。提案図書の収集に当たっては、事業条件書（添付資料を含む。）を作成するとともに、民間事業者を対象に3社以上とする。なお、施設が稼働中であるため、ダイオキシン類や機械設備のアスベスト調査については実施できていないため、解体工事に含めるものとする。

- 1) 解体工事計画書（安全衛生管理計画、除染作業計画、解体作業計画、環境保全計画等）
- 2) 見積書（算定根拠を記載した設計資料及び参考数量を含む）
- 3) 工事工程表
- 4) 受注実績調書
- 5) その他必要な資料

(2) 解体工事計画（案）の作成

民間事業者の提案図書について技術確認を行い、その結果を踏まえた解体工事計画（案）を作成する。解体工事計画（案）の作成に当たっては、必要に応じて民間事業者へのヒアリング調査を行い、内容の補完を行う。

(3) 発注仕様書の作成

解体工事計画（案）に基づき、工事発注用の発注仕様書や解体工事範囲等の図面及び参考数量、切抜設計書の作成を行う。作成した図面及び参考数量、切抜設計書については、発注仕様書の添付資料として取り扱うものとする。

(4) 入札説明書の作成

工事発注に伴う参加資格要件や事業スケジュール等を定めた入札説明書や入札時に必要となる様式集の作成を行う。

(5) 解体工事費算定

民間事業者への見積り収集結果等に基づき、解体工事費の算定を行う。

なお、解体工事費の予算確保の関係から7月までに概算解体工事費の算定を行う。

(6) 財産処分申請書の作成

コスモスクリーンセンターの財産処分に必要となる申請書や添付資料を作成する。